

## 民間資金等活用事業推進委員会第20回総合部会（概要）

日 時：平成19年10月18日（金）16：00～17：50

会 場：中央合同庁舎4号館共用第3特別会議室

出席者：山内部会長、前田部会長代理、高橋委員、伊藤専門委員、小幡専門委員、  
小林専門委員、中島専門委員、松本専門委員、美原専門委員、宮本専門委員

事務局：赤井民間資金等活用事業推進室長、町田参事官、後藤補佐

### 議事概要：

#### （1）PFIの課題に関する今後の方向性について

事務局より、資料に基づき説明。

事務局から、まず資料1「主なご提言、ご意見等について」について、特に前回の委員会での委員、専門委員からのご発言等、前回の資料1から新しく追加された部分を中心に説明を行った。

引き続き、報告書のたたき台である資料5-1「今後の検討の方向性」の説明を行った。これまで委員会で議論がなされてきた課題について、本質的な課題として速やかに取り組むべきものと、中長期的な課題として対応すべきものの大きく二つに整理した。個別項目については、具体的な対応策のたたき台についても説明を行った。

最後に、資料6の「最近の政策課題について」に沿って、地方財政にかかわる最近の動き、地方活性化、地球環境温暖化対策、国有財産の活用、防災対策について説明を行った。

委員からの主要な意見の概要は以下の通り。

- ・参考資料に英国の実務的経験がいろいろ書いてあるが、現在の我が国の制度体系においてできるものとできないものがある。これらを整理して検討するべきではないか。

- ・（事務局）英国の制度をそのまま使うべきとは考えていない。考え方の一つの参考としてここに挙げた。そういう意味では確かに未整理なところがあるかと思う。

- ・以前議論になった国家賠償法上の責任について、最近の民間委託についての裁判例では、公共側に責任が残る傾向にある。PFIの場合はほとんど施設なので、国家賠償法2条は直接関係ないと思うが、これから報告書の内容を検討するという作業の中で頭に入れておいた方がよい事項だと思う。必ずしも報告書に載せるべきかどうかわからないが、少なくとも指摘はしておきたい。

- ・要求水準の明確化は重要。ただ、「事業コンセプト書」は手続の中で屋上屋を架すことにはなってはならない。比較的簡潔なものを考えてほしい。

- ・標準契約化の推進について、日本で標準契約案を出すと、そのまま安易に横並びで使われてしまうような文化風土がまだ残っているのではないかと思う。標準契約の推進は必要なことであるが、案件特性に応じた契約の多様性が前提であることを明確にすべき。

・資料5 - 1、4ページの5)の、にあるサービスレベルの把握指標としてのアベイラビリティとパフォーマンス、BOTにおけるユニタリーペイメントの積極的導入といった点について、検討課題としては大変重要なことではあるが、それぞれ案件類型によって違う部分が出てくるはず。案件類型を詳細に見る必要がある。

・「地球環境温暖化防止対策」について、まさにこれからグローバルな問題になってくることであり、他の手法のイコールフットィングが一つのポイントである。PFIだけ煩瑣になると別の問題が出てくるだろう。

・中長期的な課題になっている Value For Money の評価については、もう少し積極的に前の方に出した方がいいのではないか。

・Value For Money はPFIの本質であるだけに、常に改善を試みていかなければならない問題である。

・(事務局)「中長期的な課題」というネーミングがミスリーディングだった。同じタイミングで検討し、早急にある程度解決策を出すべきものと、なかなか早急には解決策が出ないので、じっくりと議論をして詰めていくべきものとに分けると整理の方がよいのかもしれない。

・従来の会計法予決令や地方自治法による入札とPFIの入札の仕方は、一見似ているが、内容は違う。従来の入札方法では、公共側は手の内を見せてはいけないという意味で、予定価格を公表していない。一方、PFIの場合は、Value For Money がどの程度期待できるのかはかるためもあり、PSCの積算をする。予定価格の意味合いが違うことを明示しておかないと誤解を受けるだろう。言葉の使い方には気をつけておいた方がいい。

・モニタリングは、建設段階についての報告書への記載も当然必要だが、維持管理についてももう少し強調して書いてもらいたい。

・資料5 - 1の5ページ7)に「イコールフットィング」とある。イコールフットィングは部分的には改善してきているが、このような記載だけだと、何が改善されて、何が改善されていないのか具体的に見えない。何が課題になって、それがどのような方向でどこで検討がなされるのか。ただし、これを報告書の本文の中で書くべきかどうかはわからない。

・会計に関して、リスク分担のあり方についてより具体的に議論しないと、公共側も民間事業者側も、どのように会計処理していいのかわからなくなるだろう。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680,9681